

は其の必要と請ぐる事業

- 六、自前歲の獎勵及小作賦の繰越
- 七、小作の關する借入の請出及小作の請出
- 八、小作の請出の請出及小作の請出の請出
- 九、土地の請出の請出
- 十、小作の請出の請出及小作の請出の請出
- 十一、小作の請出の請出及小作の請出の請出

第一條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第三條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第四條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第五條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第六條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第七條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第八條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第九條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第十條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第十一條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第十二條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第十三條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第十四條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第十五條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第十六條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第十七條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第十八條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第十九條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二十條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二十一條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二十二條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二十三條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二十四條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二十五條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二十六條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二十七條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二十八條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第二十九條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

第三十條 本組合は前條の目的を達成するに必要と請ぐる事業を管理する

法人 協同會 福岡出張所

法人 協同會 福岡出張所

第五條 本組合に顧問並に委員長協調委員若干名を置く但し顧問若干名 委員長一名 協調委員地主側三名補欠委員三名 小作人側三名補欠委員一名とす

第六條 補欠委員は委員事故ある場合代任するものとす

第七條 顧問は小作減免に關する議事に參與す

第八條 委員長は組合を統轄し委員會を招集す

第九條 協調委員は相互純眞公平に小作減免を調停す

第十條 顧問及委員長は組合員外に囑託することを得

第十一條 第八條 委員長は必要ある場合及委員の請求に依り委員會を招集す

第十二條 第九條 總會は毎年四月之れを開き臨時總會は必要に應じ委員長之を招集す

第十三條 第十條 委員會の議決は過半数の出席を要し出席者の過半数の同意を要するものとす